

第3章

「シリア・アラブの春」をめぐる紛争の諸相

青山 弘之

要約：本稿は「アラブの春」に伴う紛争がもっとも長期化しているシリアに焦点を当て、2011年3月に始まった「シリア・アラブの春」における和解がはらむ問題を、同国をめぐるさまざまな紛争との関係のなかで明らかにすることを目的としている。具体的には第1節でアラブ・イスラエル紛争に着目し、シリアが東アラブ地域においていかなる地政学的役割を果たしてきたかを明らかにする。第2節では、内政に着目し、バッシヤール・アル＝アサド政権のもとでの政治主体間の対立関係を整理する。第3節では、「シリア・アラブの春」の経緯を概観し、その発生要因と質的変容を明らかにする。そして最後に「おわりにかえて」では、暫定的結論として「シリア・アラブの春」における和解を展望する。

キーワード：アラブ・イスラエル紛争 地政学的役割 反体制勢力 政治主体 アラブの春

はじめに

チュニジアでの政変に端を発したいわゆる「アラブの春」は、チュニジア、エジプトでの大統領退任、バハレーン、イエメンへのGCC（湾岸協力会議）の介入、リビアへのNATO軍の侵攻など、アラブ世界に未曾有の政治変動をもたらしている。この政治変動は「体制打倒」(isqāt al-nizām) というスローガンとともに、「自由」の実現が標榜されたことから、メディアなどを中心に「民主化」の動きとして捉えられることが多い。しかし、「アラブの春」を経験したほとんどの国では、いまだ「民主化」や「革命」と評価できるような抜本的变化は生じておらず、その政情は混乱が続いている。

アフリカ・中東における紛争経験国を対象に、紛争勃発後の時代を一種の国家形成プロセスとして捉え、そこで和解がどのようにかかわっているのかを解明することをめざす本研

究会において、筆者は「アラブの春」に伴う紛争がもっとも長期化しているシリアを研究対象に選び、そこでの和解がはらむ問題を論じることにした。ここでいう和解とは、この言葉から一般的に想起される主体間の対立関係の解消を意味するのではなく、利害を異にする政治主体の相互作用のなかで、恒常的に執り行われていく実践を意味する。紛争のなかで社会に変化をもたらす触媒として和解をイメージするこうした視点は、既存の体制の解体とその構成員の排除を無批判に是認しがちなアラブ世界での「民主化」アプローチと比べて、より多角的・客観的にシリア情勢を把握することを可能とすると考える。また分析を進めるにあたって、筆者は2011年3月に始まった「シリア・アラブの春」を単に権威主義体制に対する抗国家社会運動として捉えるのではなく、シリアをめぐるさまざまな紛争にも目を向け、それらが互いにどう絡み合っているのかを考察することにした。なぜなら、シリアをめぐる紛争の負の連鎖が「シリア・アラブの春」の展開をより複雑なものとしていると考えたからである。

以下ではまず第1節で東アラブ地域最大の政治懸案であるアラブ・イスラエル紛争に着目し、東アラブ地域においてシリアがいかなる地政学的役割を果たしているかを明らかにする。続く第2節では、内政に着目し、2000年に発足したバッシュアール・アル=アサド（Bashshār al-Asad、以下 B・アル=アサド）政権のもとの政治主体間の主な対立関係を整理する。そして第3節では、「シリア・アラブの春」の経緯を概観し、その発生要因と質的変容を明らかにする。最後に「おわりにかえて」において「シリア・アラブの春」における和解がはらむ問題点をアラブ・イスラエル紛争や政治主体間の対立と結びつけて指摘する。

なお、チュニジアに端を発するアラブ諸国の政治変動は「アラブ争乱」（Arab Uprisings）、「アラブ革命」（Arab Revolutions）などと呼ばれ、シリアでは「シリア争乱」（Syria Uprising）、「シリア革命」（al-Thawra al-Sūrīya）といった呼称が用いられることもあるが、本稿では「シリア・アラブの春」と記す。

第1節 アラブ・イスラエル紛争におけるシリア

シリアは独立（1946年）直後よりアラブ・イスラエル紛争と称される域内最大の紛争にその身を置いてきた。本節では、「シリア・アラブの春」や政治主体間の対立に目を向ける前に、ハーフィズ・アル=アサド（Ḥāfiz al-Asad、以下 H・アル=アサド）前政権（1970～2000年）発足以降のシリアが同紛争への関与を通じていかなる地政学的役割を担ってきたのかを見る。

1. 「公正かつ包括的和平」と「戦略的選択肢」としての和平

アラブ・イスラエル紛争は、一般的にはパレスチナ問題、パレスチナ・イスラエル問題、中東和平問題、中東危機などと呼ばれる。同紛争は、欧州でのナショナリズム高揚に伴い激化したユダヤ人迫害をその起源とし、シオニズムに基づきパレスチナにイスラエルが建設されたことで東アラブ地域に移植された。

この紛争をめぐる議論は、イスラエル建国に伴うパレスチナ人の難民化や土地収奪の惨状ゆえに、パレスチナ人の救済や彼らとイスラエルの関係正常化に集中しがちである。しかし 1991 年 10 月に開始された中東和平プロセスの参加者を見ても明らかな通り、同紛争はパレスチナ人とイスラエルだけでなく、イスラエルを囲むシリア、レバノン、ヨルダン（さらには 1979 年にイスラエルと和平条約を結んだエジプト、そして中東和平プロセスの主権者とでも言うべき米国、ロシア、EU、国連）をも当事者としている。なかでも、シリアは、以下二つの方針を通じて東アラブ地域全体の安定に深く関与しようとし、「アラブ・イスラエル紛争の包括的解決と中東における地政学的再編のカギ」、「恒久的・包括的和平実現のカギ」（Rabinovich [1998: 85, 129]）と目されてきた。

第 1 の方針とは、「公正且つ包括的和平」（al-salām al-‘ādil wa al-shāmil）というスローガンで表される H・アル=アサド前政権発足以降のシリアの基本戦略である。中東和平プロセスは、「土地と平和の交換」（land for peace）と二国間交渉という二つの原則のもとに推し進められた。すなわち同プロセスは、紛争に関わる諸問題のなかで、イスラエルによる周辺アラブ諸国（および想定されるパレスチナ国家）の領土占領と、アラブ諸国によるイスラエルの安全保障への脅威という二つをクローズアップし、1967 年の第三次中東戦争以降の占領地をイスラエルが返還することの代償として、アラブ諸国がイスラエルの安全を担保することを目標とした。そしてこの目標を実現するための当事者間の交渉は、イスラエルと PLO（パレスチナ解放機構）、イスラエルとヨルダン、イスラエルとシリア、イスラエルとレバノンというように個別に行われ、前二者においては、1993 年のオスロ合意と 1994 年のイスラエル・ヨルダン和平条約が結ばれた。

一方、「公正且つ包括的和平」は上記の原則とは若干内容を異にしていた。このスローガンは「公正」という言葉によってアラブ諸国の占領地からの撤退とイスラエルの安全保障の「交換」を表現しつつ、「包括的和平」という言葉で、占領地からの「即時完全撤退」を求めるとともに、そのための方法として、二国間交渉ではなくイスラエルとアラブ諸国とが対峙する多国間交渉を求めている。すなわち、シリアは自国の占領地回復を優先させず、他のアラブ諸国とイスラエルと関係の変化をも政局とすることで、地域全体の安定に関与しようとしたのである。

第 2 の方針とは、「和平は戦略的選択肢」（al-salām khiyār istrātījī）という言葉で表される対イスラエル強硬姿勢の堅持である。中東和平プロセスにおいて PLO とヨルダンがイスラ

エルとの間に相次いで和平条約を締結するなか、シリアもまたイスラエルと数度にわたって交渉を行った¹。しかし 1996 年半ばにイスラエルで和平プロセスを推進してきた労働党内閣に代わって、リクードのベンヤミン・ネタニヤフ内閣（1996 年 6 月～1999 年 5 月）が発足すると、シリアはレバノン（1990 年代初めから 2005 年までシリアの実効支配下に置かれていた）とともに和平交渉に消極的な姿勢をとるようになり、同年 6 月にエジプトの首都カイロで開催されたアラブ連盟首脳会議において「和平は戦略的選択肢」であるとの姿勢を示した²。この姿勢は、イスラエルが「公平且つ包括的和平」に応じない場合、シリアは交渉以外の軍事的、政治的、経済的な手段を駆使してイスラエルに妥協と屈服を迫るというもので、その基軸をなしたのが、レバノンやパレスチナのレジスタンス組織（muqāwama）との「戦略的パートナーシップ」（al-sharāka al-istrātijīya）であった。

シリアの対イスラエル戦略は 1970 年代半ばまではエジプトとの二正面作戦を基本としてきた。だがそれはエジプトのイスラエルとの単独和平条約締結によって破綻し、以後シリアは長年にわたって軍事的劣勢を強いられてきた。こうした逆境のなか、H・アル=アサド前大統領は、レバノンやパレスチナに影響力を行使することでイスラエルに対峙しようとする一方、ソ連やイランとの同盟を通じてイスラエルとの「戦略的均衡」（strategic parity）³を作り出そうとした。これにより、シリアは 1990 年代にレバノン実効支配という成果を得たが、とりわけ東西冷戦以降は、軍事面では「防衛能力維持」（defensive sufficiency）⁴がせいぜいであり、イスラエルに対する劣勢が払拭されることはなかった。

こうした事態に対処すべく、1990 年代以降のシリアはレジスタンス組織への武器・兵站支援を増加させ、この傾向は B・アル=アサド政権の発足とともに加速した。東アラブ地域におけるシリアのプレゼンスは、2005 年 2 月のレバノンでの「独立インティファダ」（intifāda al-istiqlāl）の発生を受けてレバノン駐留シリア軍の完全撤退宣言を余儀なくされたことで低下したかに見えた。だが、シリア（そしてイラン）によるレジスタンス組織への支援は、レバノン紛争（2006 年 7 月～8 月）でのヒズブッラーの攻勢や、ガザ侵攻（2008

¹ シリアとイスラエルの二国間交渉の詳細については Rabinovich [1998] に詳しい。

² この姿勢は同首脳会議の閉幕時に採択・発表された共同声明において「イスラエルが和平プロセスの基礎や原則から逸脱したり、それへのコミットをやめたり…、先延ばしにすれば…、[中東] 地域は再び緊張状態にさらされ、すべてのアラブ諸国は、和平プロセスの文脈のなかでイスラエルに対して踏み出されたステップを再考せざるを得ない」（Makovsky [1996]）という文言として反映された。

³ 「戦略的均衡」とは、シリア・ソ連友好協力条約（1980 年 10 月）締結をもって確立した戦略で、ソ連の武器援助のもと、単独でイスラエルと軍事的に対峙することをめざすものであった。

⁴ 「防衛能力維持」は 1989 年 11 月に、在シリア・ソ連大使が「戦略的均衡」からの変更をシリア側に求めたもので、東側陣営の弱体化を受けるかたちで、イスラエルへの米国による全面的な軍事支援に対抗するかたちでのシリアへの軍事支援を断念し、それまでに供与された武器・技術の維持に力点をシフトさせたものである。

年12月～2009年1月)を耐え抜いたハマースのさらなる台頭などを通じてその成果が徐々に現れ始めた。国家間戦争の現実味が遠ざかった1990年代以降の東アラブ地域において、シリアは対イスラエル武装闘争を「アウトソーシング」することでイスラエルに対する「新たな二正面作戦」を展開するようになったのである。

シリアの反転攻勢によって、シリアとイスラエルの関係は単なる二国間関係という枠を越えて、これまで以上に東アラブ地域全体の安全を左右するものとなった。2000年3月に中東和平プロセスの枠組みのもとでの和平交渉が頓挫して以降も、両国はたびたび非公式に直接・間接交渉を行い、もっとも最近では2008年5月から7月にかけてトルコの仲介のもとに4ラウンドにわたって間接交渉を持った。しかしそこでの議題はシリアとイスラエルの二国間関係に限定されず、シリアとヒズブッラーとの関係などにも及んだ(Akhhār al-Sharq, May 25, 2008、*The Daily Star*, May 28, 2008)。なぜならレジスタンス組織との交渉のチャンネルを持たないイスラエルは、シリアと「包括的」な対話を行う以外に、政治的にこれらの組織の軍事的脅威に対処できないからである(青山 [2010b: 3-4])。

2. 「周知の敵」

以上のようにシリアはレジスタンス組織とともにイスラエルの安全保障に対する最大の脅威を構成しているが、他方で東アラブ地域の秩序を維持するうえで不可欠な役割を果たしてきた。この役割は以下二つの側面において顕著である。

第1の側面とは、イスラエルに対して強硬な態度をとる周辺諸国のレジスタンス組織の「暴走」を抑止するという役割である。前述の通り、シリアはヒズブッラーやハマースを軍事、財政、そして外交といった面で支援し、イスラエルに脅威を与え続けている。にもかかわらず、H・アル=アサド前政権、B・アル=アサド政権にとって、イスラエルとレジスタンス組織が自国を巻き込むようなかたちで大規模且つ長期的な戦闘状態に入ることは好ましいものではなかった。なぜなら、シリアにはイスラエルと軍事的に対峙し得るだけの国防力がないため、全面戦争となれば敗北は必至で、そのことが政権にとって命取りとなりかねないからである。

つまり、シリアは、自国の対イスラエル強硬路線、さらには東アラブ地域政策を押し進めるうえで有利だと判断した場合においてのみ、レジスタンス組織の武装闘争を奨励し⁵、

⁵ 例えば、2003年10月4日、イスラエル国防軍がダマスカス郊外県のアイン・アッ=サーヒブに対して、パレスチナ武装勢力の基地を破壊するとの口実で越境空爆をすると、同月26日付『サンデー・テレグラフ』(*Sunday Telegraph*)に掲載されたインタビューで、ファールーク・アッ=シャルア(Fārūq al-Shar‘)外務大臣兼副首相(当時)は「もし我々が再び攻撃を受ければ……我々は人民の意思を実行しなければならない」(ABC News Online, October 26, 2003)と述べ、敵対行為が繰り返されれば、ゴラン高原のイスラエル入植地への反撃も辞さないことを示唆した。その翌日の27日、この「脅迫」を現実のもの

それ以外の場合においては「戦争なし、平和なし」(lā ḥarb, lā silm) (*al-Safīr*, May 12, 2011) とも呼ぶべき状態を創出し、レジスタンス組織の攻撃への恐怖をイスラエル国内に煽ることで、優位を確保しようとしてきたのである。またレバノンやパレスチナ人のレジスタンス組織は、対イスラエル武装闘争を行いつつも、自身への支援が滞るような政治変動、具体的にはシリアにおける体制転換や政策転換をもたらすような事態を回避しようとしているのである。すなわち、シリアとレジスタンス組織の「戦略的パートナーシップ」は、対イスラエル武装闘争における決定的勝利ではなく、闘争の継続そのものを目的化しているため、東アラブ地域の地政学的再編をもたらすような混乱を抑止し、そのことが皮肉なことにイスラエルの存続に寄与してしまっているのである。

第2の側面とは、シリアが政局として利用できないほどの規模や勢力を有する政治・軍事組織が東アラブ地域内で台頭するのを抑えるため、周辺諸国の政治に陰に陽に介入し、これらの国の安定化・不安定化に影響を及ぼすという役割である。こうした役割は、東アラブ地域の覇権を獲得しようとする H・アル=アサド前政権以降のシリアの東アラブ地域政策に根ざしたものである。これに関して、イスラエルにおけるシリア・レバノン研究の第一人者、イタマル・ラビノヴィッチ氏は以下のように述べている。

「[シリアの] 政策の本質は、より弱小なアラブの隣国、すなわち、ヨルダン、レバノン、そしてパレスチナ人への覇権を追求することにあつた…。この地域[東アラブ地域]におけるアラブの覇者として、[H・] アサドのシリアは、エジプトに対抗しようとしただけでなく…、パトロンであるソ連、さらにはアメリカに対処しようとした」(Rabinovich [1998: 20])。

こうした覇権志向のもと、シリアは 1970 年代以降、周辺アラブ諸国、とりわけレバノンとパレスチナ人の政治対立に積極的に関与し、一方で仲介者として不和の解消に務め、他方で自身のライバルになり得る主体を貶めるような計略を繰り返してきた。

なおレジスタンス組織との「戦略的パートナーシップ」は一義的には、レジスタンスのアウトソーシングを通じた対イスラエル包囲網の形成を目的としていたが、同時にそれはこれらのレジスタンス組織が活動拠点とするレバノンやパレスチナにおいて、シリアに代わって地域政策を主導し、イスラエルへの宥和をめざすような主体の登場を阻止するとともに、予測不能な行動をとる組織の台頭を防ぐのにも寄与していた⁶。

のとするかのように、ヒズブッラーがシャブアー農場のイスラエル軍陣地に攻撃を加えた(青山 [2005a: 11-12])。

⁶ なお、本稿執筆時点において、パレスチナの PLFP (パレスチナ人民解放戦線)、DFLP (パレスチナ人民解放戦線)、DFLP-GC (パレスチナ人民解放戦線・総司令部)、PPSF (パレスチナ人民闘争戦線)、PLF (パレスチナ解放戦線)、パレスチナ革命共産党、フ

第2節 政治主体間の対立

前節では、アラブ・イスラエル紛争に焦点を当て、東アラブ地域におけるシリアの地政学的役割を明らかにした。本節では、視点を内政に向け、B・アル=アサド政権のもとで政治主体どうしがどのような関係性を織りなしてきたかを見る。

1. 政治活動への制約

今日のシリアの政治体制は人民主義的権威主義 (Hinnebusch [2001: 1]、Heydemann [1999]などを参照)、新家産制的な権威主義 (青山・末近 [2009: 10]) といった呼称で分類され、共和制を敷くアラブ諸国のなかで国家による社会の支配がもっとも厳格に行われている国と目されている。B・アル=アサド政権下の支配体制は、H・アル=アサド前大統領のもとで確立されたものであり、「権力の二層構造」(two-tier power structure、青山 [2001: 14-15]、Aoyama [2001: 5-23]) と称される政治構造を特徴とし、シリアの政治主体の活動を以下の2点で規定 (制約) している。

第1に、既存の体制内での政治活動が支配政党であるアラブ社会主義バアス党と同党が主導する政治同盟の進歩国民戦線 (1972年結成) 加盟政党⁷にのみ後任されてきた点である。1963年3月の「バアス革命」によって成立したバアス党政権は約10年にわたって一党独裁制を敷き、その後、H・アル=アサド前大統領のもとで現下のヘゲモニー政党制を採用した。しかし政党活動に関する法整備は、既存の体制に異議を唱える政党・政治組織の公然活動を抑止するためまったく行われなかった。シリアでは、1958年に慈善団体を認可することを主な目的として制定された協会民間団体法 (Qānūn al-Jam‘īyāt wa al-Mu’assasāt al-Khāṣṣa、1958年法律第93号)⁸が政府機関、企業法人以外の団体の是非を判断する際の法的根拠として用いられ、多くの場合、政党・政治組織は「本省の管轄外で… [既存の]

アタハ・アル=インティファーダ、アッ=サーイカ、ハマース、イスラーム聖戦などが、ダマスカスに拠点を構え、B・アル=アサド政権の支援を受けている。またレバノンでは、アマル運動、ヒズブッラー、マラダ潮流、アラブ社会主義バアス党、シリア民族社会党、レバノン・タウヒード潮流などがB・アル=アサド政権と密接な関係を築いている (青山・末近 [2009: 42-45]、高岡 [2008a] [2008b]などを参照)。

⁷ 進歩国民戦線は、バアス党、アラブ社会主義者運動アフマド・ムハンマド・アフマド (Aḥmad Muḥammad al-Aḥmad) 派、アラブ社会主義連合党、アラブ民主連合党、国民誓約党、統一社会主義者党、統一社会民主主義党、シリア共産党ウィサール・ファルハ・バグダーシュ (Wiṣāl Farḥa Bakdāsh) 派、同ユースフ・ファイサル (Yūsuf Fayṣal) 派、シリア民族社会党イサーム・マハーイリー (‘Iṣām al-Maḥāyirī) 派からなる。

⁸ 1958年法律第93号全文は http://sourialghad.net/index.php?inc=show_menu&dir_id=77&id=19160 (2012年2月15日閲覧) を参照。

法的規定の適応外である」(*al-Hayāt*, May 11, 2001) との理由で公認申請を却下された⁹。

こうした法律の未整備、ないしは「不備」ゆえに、シリアの政治主体間の対立は、バアス党および進歩国民戦線加盟政党からなる与党（体制内の親体制勢力）と次項で俯瞰する反体制勢力との間で展開し、後者を政治参加させる（ないしは排除する）ための体制転換の是非や改革が主要な争点となった。

なお、「シリア・アラブの春」が発生し、政治的多元主義への要求が高まるなか、B・アール=アサド政権は2011年8月4日、政党法（2011年政令第100号）を発令し、事態への対処を試みた。そしてこの法律に基づき（本稿執筆時点で）以下のような政党が公認された（SANA, November 20, 2011, December 19, 2011, December 22, 2011, January 15, 2012, January 29, 2012, February 12, 2012）。

- シリア民主党
- 団結党
- 国民開発党
- 国民民主団結党
- 自由シリア党
- 祖国シリア党

またこれらの新党のほかにも、公認申請を行わないまま、体制維持を前提として活動を行う以下のような組織が台頭した。

- 国民民主イニシアチブ
- 人民改革解放戦線¹⁰

政党法の成立により、政治の舞台には、与党、反体制勢力に加えて、体制内の野党、体制外の親体制勢力が加わった。政治主体のこのような細分化は、「シリア・アラブの春」の対立構図を理解する際の困難さを助長している。しかし、政党法の運用の実態を踏まえると、政治主体間の関係性には依然として抜本的な変化は生じていない。なぜなら、政権側は、体制存続に異議を唱える政治主体を政党法に基づいて認可する意思を持っておらず、またその活動を「法律違反」として弾圧する根拠として同法を利用しようとしているに過ぎないからである。また反体制勢力は、現体制下での政治参画を目標とはしておらず、あくまでも体制転換をめざしている。

第2に、「真の権力装置」(青山・末近[2009: 11-12])の核をなすムハーバラート(Mukhābarāt)

⁹ なお、シリアの現行法において非合法とされる政党・政治組織は、1980年法律第49号によってメンバー、支持者への極刑が定められているシリア・ムスリム同胞団だけである。

¹⁰ 共産主義者統一国民委員会、シリア民族社会党アリー・ハイダル(‘Alī Ḥaydar)派からなる政治同盟で、代表のカドリー・ジャミール(Qadrī Jamīl)議長はシリア・アラブ共和国憲法草案準備委員会のメンバーを務めた。

¹¹によって政治生活が監視され、通常法の枠を無視したかたちで、反体制勢力が弾圧・排除されてきたという点である。

シリアではイスラエルとの戦争状態を理由に、1962年12月22日に立法第51号（非常事態法）が制定され、同日に非常事態が宣言された。また「バアス革命」直後に出された軍事令第2号（1963年3月8日、戒厳令）によって非常事態の継続が確認され、以後長年にわたって、集会、結社、移動の自由などが国家安全保障の維持を口実に制限された。そしてムハーバラートによる検閲、尋問、拘束、逮捕、国家最高治安裁判所や軍事裁判所といった例外法廷での裁判が行われ、通常法の運用が大幅に阻害されてきた。

「シリア・アラブの春」の発生によってこうした状況への批判が一気に爆発すると、B・アル=アサド大統領は2011年4月21日に政令第161号を発令し、非常事態を解除するとともに、政令第53号によって国家最高治安裁判所を廃止した。また政令第54号（平和的デモ調整法）と第55号を発令し、主催者、主催目的・日時などの内務省への事前申請とその認可を条件としたかたちでのデモや集会を認めた。さらに政令第55号を発令し、警察・治安当局による身柄拘束期間を原則7日以内、最大で60日以内に制限した¹²。しかしこれらの法律制定はその適正な運用を保障するものではなく、B・アル=アサド政権はその後ムハーバラートや軍を動員して弾圧を続けた。

2. 反体制勢力内の対立

前項ではシリアにおける政治主体間の対立が政権と反体制勢力の対立を基軸としていると述べた。しかしこのことは、反体制勢力が一丸となってB・アル=アサド政権に対峙していることを意味せず、シリアでは実に多様な政党・政治組織が反体制活動を行っている。

この多様性に関して、原因をシリア社会の亀裂に見出したり¹³、シリア方言で「シッレ」

¹¹ アラビア語で「諜報」を意味する名詞の複数形で、諜報機関、治安維持警察、武装治安組織を指す。シリアにおいて、ムハーバラートに含まれる組織は10余りあり、その任務によって二つのカテゴリーに分類できる。第1に体制内外の反対分子の監視、尋問、拘束、逮捕、投獄、拷問などを任務とする諜報機関・治安維持警察であり、軍事情報局、総合情報部、空軍情報部、政治治安部、民族治安局などからなる。第2に武力行使などを通じた政権の防衛を任務とする武装治安組織であり、共和国護衛隊や1985年に解体された革命防衛隊が含まれる。これらの組織・機関は、軍、内務省、バアス党のいずれかの所轄下にあり、制度上は大統領と直結していない。だがその幹部は、地縁・血縁関係、信頼関係、さらには「恐れ」の念（「恐れ」と「畏れ」が相半ばした念）によって大統領と個人的に結びついており、彼の命に従って（ないしは彼の意向に沿うように）自らが統括するムハーバラートを動員し、体制の維持・強化に努めている（青山 [2010a]）。

¹² これらの政令の全文は SANA, April 22, 2012 (<http://www.sana.sy/ara/2/2011/04/22/342709.htm>) を参照。

¹³ シリアにおける亀裂については青山 [2006a] を参照。

(shille)¹⁴と呼ばれる集団間関係のありようを引き合いに出して説明することも可能であろう。しかし本稿では、こうした議論が往々にしてシリア社会の宗派主義的性格の過大評価をもたらしているという事実を踏まえ、多様化の原因に関する分析は捨象し、主な反体制勢力を活動拠点、思想潮流、運動形態などといった基準をもって類型化し、それぞれがどのような争点で対立しているのかを俯瞰するにとどめたい。

シリアの反体制勢力は、青山・末近〔2009: 115-125〕などで詳述した通り、過去数年にその活動が確認される組織だけでも数十にのぼり、その数は「シリア・アラブの春」を契機に新たな政党・政治組織が登場したことでさらに増加している。それらは主に以下五つの基準をもって類型化できる。第1の基準は思想潮流であり、①アラブ民族主義、②マルクス主義、③大シリア主義、④クルド民族主義、⑤イスラーム主義、⑥その他に分類できる。第2の基準は組織形態であり、①政治結社（政党、政治組織）、②非政治的結社（人権擁護団体、文化会議¹⁵など）、③調整 (tansīq——第3節を参照)、④軍事組織に大別できる。第3の基準は活動拠点であり、①シリア国内、②国外（欧米、周辺諸国）に拠点を持つ組織に分けられる¹⁶。第4の基準は反体制活動における基本方針で、①体制との交渉を通じた漸進的な体制転換、②平和的手段による体制転換、③武装闘争による体制転換、という三つがあげられる。そして第5の基準は諸外国に対する姿勢で、①諸外国の内政干渉拒否、②「アラブ化」(ta'arīb、体制転換実現の手段としてアラブ諸国の介入を是認)、③「国際問題化」(tadwīl、体制転換実現の手段として国連などの介入を是認)、といった姿勢がある。

これらのうち、近年、反対勢力間の連携や対立の主要な軸となっているのは第3、4、5の基準である。「シリア・アラブの春」発生以降、活発な動きを見せている主な反体制勢力の特性をこれらの基準をもって整理すると以下の表の通りとなる。

これらの組織は、あくまでも近年活発に活動しているものだけであり、シリアの反体制組織のすべてではない。またシリアの反体制勢力は、上記五つの基準のみに基づいて離合集散している訳ではなく、指導者どうしの「個人的な因縁」が対立の原因となることが多いことを付言しておきたい。なぜならこのことが反体制勢力内の糾合を妨げる決定的な要因となることがしばしばあるからである¹⁷。

¹⁴ シリア社会の集団（とりわけ男性）を表す際にしばしば用いられる言葉で、多くの場合思想信条、価値観、嗜好などを共有する数人からなる。この集団は一方で、構成員どうしの親密な関係や自由、他方で集団外の個人・集団への排他主義を特徴としている。

¹⁵ 文化会議とは、市民社会の確立をめざす運動体、ないしは市民社会の構成機関であり、主催者の自宅で定期的に会合を開き、有識者を招聘し、政治、経済、社会、宗教といった問題に関する講演を行わせ、その内容について出席者の間で議論を交わすことを目的としている（青山〔2005a: 38-39〕）。

¹⁶ シリアの主な政党、政治組織、政治同盟については青山〔2005b: 58-59; 2006b: 68〕、青山・末近〔2007: 62-72〕などを参照。

¹⁷ 2011年9月25日に筆者がシリア人有識者・活動家（匿名）に行ったインタビューによると、「シリア・アラブの春」発生以降においても、個人的な因縁は反体制勢力の糾合を

表 「シリア・アラブの春」における主な反体制組織（政治同盟）

組織名	主な活動拠点	基本戦略	諸外国との関係	主な構成組織
シリア国民評議会	西欧、トルコ	平和的手段	国際問題化	シリア・ムスリム同胞団、イスラーム民主無所属潮流、シリア変革大会、ダマスカス民主変革宣言、クルド・ブロック(クルド人活動家)、無所属活動家など
自由シリア軍	トルコ	武装闘争	国際問題化	離反兵(脱走兵)
シリア革命総合委員会	国内、周辺諸国、米国	平和的手段	国際問題化	シリア革命調整連合、反バッシュヤール・アル=アサド・シリア革命2011 ページ(フェイスブック)、シャーム・ニュース・ネットワーク(ネットテレビ)など
地元調整諸委員会	国内、周辺諸国	平和的手段	国際問題化	各地の調整委員会
民主的変革諸勢力国民調整諸委員会	国内、周辺諸国	平和的手段	アラブ化	シリア国民民主連合、シリア・クルド左派党、シリア民主連合党、シリア・クルド・イエキーティー党、シリア・クルド民主党(アル・パールティー)ナスルッディーン・イブラーヒーム(Naṣr al-Dīn Ibrāhīm)派、クルド・シリア民主党など
シリア国家建設潮流	国内	平和的手段	アラブ化	
シリア・クルド国民評議会	国内	平和的手段	内政干渉拒否	シリア・クルド民主党(アル=パールティー)アブドウルハキーム・バッシュヤール('Abd al-Ḥakīm Bashshār)派、シリア・クルド進歩民主党、シリア・クルド人権一般的自由擁護機構(DAD)など
シリア人権監視団	英国	明示せず	明示せず	

(出所) 各種メディアなどをもとに筆者作成。

阻害している。例えば、国内で長年にわたり反体制活動を行ってきた指導者・活動家の間では、シリア国民民主連合の加盟政党であるアラブ社会主義連合民主党のハサン・アブドゥルアズィーム書記長とシリア人民民主党のリヤード・アル=トゥルク前書記長の不仲が顕著で、前者が民主的変革諸勢力国民調整諸委員会の結成を主導した際も、後者は2005年に内外の反体制勢力が糾合するかたちで発足した「ダマスカス民主的変革宣言」運動の枠組みのもとで反体制活動を継続した。また「調整」においても指導的人物の反目などにより、地元調整諸委員会、シリア革命調整連合、調整連立という三つの主要な勢力に分化したという。

第3節 「シリア・アラブの春」

本節では、これまで見て来たアラブ・イスラエル紛争と政治主体間の対立にうえに折り重なるかたちで発生した「シリア・アラブの春」に着目し、その発生要因と本稿執筆時までの質的変容をまとめる。なお「シリア・アラブの春」におけるB・アル=アサド政権、反体制勢力、アラブ諸国、諸外国などの具体的な動きに関しては紙面の制約上本稿では割愛するが、その詳細については「シリア・アラブの春（シリア革命 2011）顛末記」（<http://www.ac.auone-net.jp/~alsham/>）を参照されたい。

1. 発生要因

青山 [2011a: 200-201] において述べた通り、チュニジアでの政変に端を発したアラブ諸国の「アラブの春」は、近年の失業率上昇や物価高騰に伴う経済の困窮、政権長期化による政府・支配政党高官（およびその近親者）の汚職や特権階級化、そしてこれらの問題にもっとも敏感かつ過激に反応する青年層の人口増加などといった問題が主な発生要因として説明されることが多い¹⁸。シリアもこうした問題を共有しており、2011年初めからそれらを改革しようとする動きが社会において顕在化していた¹⁹。しかし「シリア・アラブの春」はこうした改革志向の高揚の結果として発生したというよりは、衛星テレビやインターネットなどでの「アラブの春」に関する実況や報道が「デモンストレーション効果」として作用し、体制打倒志向を高めたことで生じたと捉える方がより妥当であろう。

シリアでの反体制デモは、チュニジア、エジプトなどで掲げられた「国民は政権打倒を望む」（al-sha‘b yurīdu isqāt al-nizām）というスローガンを落書きした10歳から16歳の子供たち約30人が2011年3月初めにダルアー県ダルアー市で逮捕されたことに端を発していた。子供たちの逮捕を受け、家族は当局に「チュニジアやエジプトでのデモの影響を受けて、個人的動機で落書きしただけ」と弁明し、情状酌量を求めた。しかしデモ波及に神経をとがらせていた当局はこの陳情を却下し、家族や地元住民の不満を煽った。そしてインターネットでデモが呼びかけられた（と衛星テレビ放送が報じた）3月15日、各地での散発的デモとともに彼らの怒りが爆発し、治安当局による容赦ない弾圧を招いたことで、犠牲者の遺族だけでなく弾圧の事実を知った多くの人々の怒りがさらに増幅し、彼らをさら

¹⁸ とりわけ政府・支配政党高官（およびその近親者）の汚職や特権階級化は深刻だった。筆者が2011年9月22日にダマスカス県の住民（匿名）を対象に行ったインタビューによると、農村部とりわけイスラエルやレバノンの国境に近い地域では、軍が安全保障上の理由で農地を接収し、政権に近いビジネスマンに転売するといった不正が繰り返されており、政権への不満を高めていた、という。

¹⁹ 例えば2011年1月3日、タルトゥース県庁前で港湾労働者数十人が賃上げを含む待遇改善を求めてデモを行った。

なるデモへと駆り立てていった。かくして各地でデモと弾圧の悪循環が生じたのである(青山 [2011b: 236])。

ここで指摘しておくべきは、「シリア・アラブの春」の発生当初において、改革志向と体制打倒志向が不可分には結びついていなかったという点である。浜中 [2011] は、反体制デモ発生以前のバアス党とエジプトの国民民主党の支持率を比較し、前者が比較的高い支持を得ていたと指摘している。「シリア・アラブの春」発生当初、「国民は政権打倒を望む」ではなく「アッラー、シリア、自由のみ」(allāh sūrīya ḥurrīya wa bass) というスローガンが連呼されていたのはおそらくこうした支持ゆえである。視点を変えるならば、体制打倒をめざすような「シリア・アラブの春」の過激化は、シリア社会の内部から発していた改革志向の純粋な表現形態では必ずしもなかったがゆえに、そこでは社会にとって外在的な要素が介在する余地があったのである。すなわち、「シリア・アラブの春」はシリアが長年その身を置いてきたアラブ・イスラエル紛争や政治主体間の対立の作用や影響を受けやすい紛争として展開したと言えるのである。

2. 政治主体間の対立とアラブ・イスラエル紛争の介在

「シリア・アラブの春」は、これまで述べた通り、デモと弾圧の応酬が繰り返されるなかで、「自由」を求める漸進主義的な改革運動としての性格を薄め、体制打倒志向を強めていった。しかし、シリアをめぐる諸々の紛争との関連でより注目すべきは、こうした志向の変化ではなく、2011年8月と同年11月に生じた二つの質的变化である。

第1の質的变化はB・アル=アサド政権による反体制デモがもっとも激しく展開した2011年8月(ラマダーン月)に生じた。2011年3月の「シリア・アラブの春」の発生からこの時期まで、反体制デモは「調整」と呼ばれる細胞によって主導されてきた。BBCは活動家の証言をもとに、この「調整」の実態について以下のように報じている。

「ダマスカスの活動家だというムスタファー氏は、彼らが活動を「三つの活動家層」に分けていると述べている。

「最前線、すなわちデモ参加者がいる。次に調整者たちがおり、フェイスブックやツイッターといったSNSを通じて活動を行っている。さらにアジテーターがおり、水面下で活動家が何を行うかを連絡・通達している」。

「私はときどき最前線のデモ参加者のもとに赴き、現地で何が起きているのかを自分の目で見ています。そして家に戻って、目撃したことをニュースや映像で配信する。目にしたもののすべて、そして得たもののすべてをインターネットのページ上で…公開している」。しかしシリア当局にその存在を知られた多くの活動家はレバノンに逃れざるを得なくなった。現在、数千人のシリア人が国外でデモを唱道している。その多くはトルコ、レバ

ノン、エジプト、米国、フランスで活動している」(*al-Hayāt*, July 4, 2011 より引用)。

8月の弾圧において、B・アル=アサド政権は「反体制活動家に浸透し、ピンポイントで抹殺し、内部から組織を解体した」(2011年9月25日、筆者によるシリア人有識者・活動家(匿名)とのインタビュー)。これによって「三つの活動家層」が打撃を被り、国内の「調整」組織は、アラブ諸国の衛星テレビ放送やインターネット上でのプロパガンダ活動とは裏腹にその影響力を低下させていったのである。そして彼らに代わってプレゼンスを強めるようになったのが、「シリア・アラブの春」発生以前から国内外で活動してきた反体制勢力と、国外に逃れた「調整」の活動家や離反兵(上級士官)だった。彼らは国外ではシリア国民評議会、自由シリア軍、シリア革命総合委員会を、そして国内では民主的変革諸勢力国民調整委員会、シリア国家建設潮流、シリア・クルド国民評議会といった組織を次々と結成し、B・アル=アサド政権打倒に向けた運動の主導権を握ろうとしたのである。

しかし、「シリア・アラブの春」における指導層の交代は、主に以下二つの点で反体制活動にとって消極的に作用した。

第1に、抗国家社会運動であったはずの「シリア・アラブの春」が政治エリートの運動と化した点である。国外で活動している組織のうち、シリア国民評議会は、30年近くにおわたってシリア国外での亡命生活を余儀なくされてきたシリア・ムスリム同胞団メンバーや、長年欧米諸国で教育・研究活動などに従事してきた有識者によって主導されていた。彼らはいずれもシリアで暮らしている人々と地理的に乖離しているだけでなく、経済・社会水準を異にしていた。また自由シリア軍を指導する上級士官はいずれもトルコで避難生活を送っており、国内各地で小規模な単位で離反し、武装闘争を行う脱走兵たちを統率する指導力や連絡経路を欠いていた。一方、国内で活動する民主的変革諸勢力国民調整委員会やシリア国家建設潮流のメンバーのほとんどは、H・アル=アサド前政権時代以来、国内で反体制活動を行い、指導者の一部はヒムス市やドゥーマー市といったホットスポットを地盤地域としていた点で在外の組織とは異なっていた。だが、彼らもまた、反体制デモに参加していた人々とは経済・社会レベルを異にしており、しかも国内で政権批判を黙認されてきたという点で、政治的に優遇されていた。

第2に、体制打倒という共通の目標にもかかわらず、「シリア・アラブの春」発生以前の政治対立、さらには指導者どうしの個人的な因縁が原因となって、内部対立を続け、B・アル=アサド政権に代わり得るシリア国民の代表としてのプレゼンスを示すことができなかった点である。むろん、シリア国民評議会、民主的変革諸勢力国民調整委員会といった組織の結成は、反体制勢力の糾合を試みの成果ではあったが、これらの政治同盟は、アラブ諸国のメディアなどにおいて一定の発言力を得るや否や、互いの言動をめぐって貶め合い、反体制勢力内での主導権争いに終止したのである。こうした妥協を欠いた非生産的なさまは、B・アル=アサド政権を打倒し「自由」と「民主主義」の実現を訴える反体制勢

力の「民主制」そのものに疑問を投げかけるものであった。

第2の質的变化は、同紛争の「アラブ化」、「国際問題化」であり、それは反体制勢力が自らの劣勢を打開しようとするなかで生じた。青山 [2005a: 7-8] [2005c: 50] で指摘した通り、シリアの反体制勢力は長らく、国内世論の強い反米感情ゆえに外国の内政干渉を拒否してきた。この傾向は、2005年2月のレバノンでの「独立インティファダ」発生以後の西側諸国によるB・アル=アサド政権へのバッシングを追い風として体制転換をめざそうとする「ネオ・リベラリーユーン」(neo-librālīyūn、新自由主義者)が現れたことで若干変化しつつあったが、彼らはあくまでも少数派だった。それが「シリア・アラブの春」発生移行は、ほとんどの反体制勢力がB・アル=アサド政権の弾圧を前にして、紛争の「アラブ化」、「国際問題化」をめざし、外国の内政干渉を最後の綱とするようになったのである。

しかし、外国の内政干渉の方法をめぐる反体制勢力はコンセンサスに達することはできず、第2節2.の表で整理した通り、アラブ諸国のみと国際社会のいずれに介入を求めべきか、そして介入の手段を経済制裁に代表される平和的手段とするか、軍事介入とすべきかをめぐって意見を対立させた。

反体制勢力による内政干渉への希求は、その方法をめぐる対立のいかんにかかわらず、諸外国の干渉を促した。2011年4月末にまず米国が、そして5月にはEUがアル=アサド政権の高官や関連機関・企業の資産凍結や渡航禁止を宣言し、その後数度にわたって制裁対象を拡大する一方、9月にはEUが石油部門への新規投資・取引の停止を決定した。またトルコも11月末に政権の高官や関連機関・企業の資産凍結、シリア中央銀行との取引停止、武器弾薬の売却停止などを骨子とした制裁を発動した。西側諸国の圧力強化に追随するかたちで、アラブ諸国も徐々に介入を強め、11月12日にはアラブ連盟外相会議が、シリアの加盟資格停止や経済制裁発動を定めた決議を、また同月16日にはアラブ連盟監視団派遣を定めて決議を採択した。さらに2012年1月22日にはB・アル=アサド大統領の権限の副大統領への移譲、2ヵ月以内の挙国一致内閣発足などを骨子とする行程表を決議して採択した。この決議はナビール・アル=アラビー連盟事務局長とカタル²⁰によって国連安保理に付託され、西側諸国などが同決議に沿ってアル=アサド政権に暴力停止と退任を求める安保理決議案を作成した。そして同決議案がロシアと中国の拒否権発動で廃案に追い込まれると、連盟外相会議は2月13日、連盟・国連平和維持軍の結成を提案し、再度国連の介入を促そうとする一方、2月16日には連盟行程表を支持する国連総会決議をサウジアラビア主導のもとにアラブ諸国が作成・提出し、採択に持ち込んだ。また2月24日、西側諸国、アラブ諸国など約70カ国がチュニジアの首都チュニスでシリア友好国連絡調整グループ会合を開き、暴力停止や人道支援の受け入れを呼びかけた。このような二つの質的变化によって「シリア・アラブの春」は大きく変容し、和解の行方にも大きな影響を与えること

²⁰ カタルはシリア情勢に関する連盟内の閣僚委員会の議長国として、B・アル=アサド政権へのバッシングの急先鋒を担った。

になった。

おわりにかえて

「シリア・アラブの春」は本稿執筆時も依然として続いている。アラブ連盟や西側諸国の非難を無視するかたちで、B・アル=アサド政権は離反兵らが占拠するとされる地域への大規模掃討作戦を展開している。またこれに対する武装抵抗運動や反体制デモも跡を絶たず、暴力の悪循環は途絶える気配がない。

このように混乱を極める「シリア・アラブの春」における和解を、第3節で見た同紛争の質的変容や、第1、2節で俯瞰したシリアをめぐるそれ以外の紛争の推移を踏まえつつ展望すると、以下3点を暫定的結論として指摘できる。

第1に、「シリア・アラブの春」における体制打倒志向は、シリア社会に内在していた改革志向を純粹に表現したものではなかったため、体制打倒が実現したとしても、そのことが改革志向に沿ったかたちでの新体制の構築を保障しないかもしれない、という点である。またB・アル=アサド政権の弾圧によって事態が収束した場合においても、新憲法制定²¹などからなる「上からの改革」は、関連法の運用面での改善がなされない限りにおいて、社会の改革志向に応えることはない。さらにB・アル=アサド政権の弾圧と抗国家社会運動が互いの存在を全否定するかたちで展開しているため、妥協点を模索するためのプロセスも現時点では期待できない。

第2に、政治主体間の対立が「シリア・アラブの春」に及ぼす影響を踏まえると、体制転換ないしは漸進的改革を通じて反体制勢力の政治参加の規制が緩和されたとしても、それがシリア社会の改革志向を忠実に代弁できないかもしれない、という点である。なぜなら、第2節において述べた通り、2011年8月以降、「シリア・アラブの春」をハイジャックするかたちで台頭した内外の反体制勢力は、抗国家社会運動というよりはむしろ政治的対抗エリートの運動に過ぎず、彼らの営為は権力闘争の域を脱していないからである。

第3に、「シリア・アラブの春」の「アラブ化」、「国際問題化」という事態を踏まえると、

²¹ シリア・アラブ共和国憲法草案準備委員会が草案を作成し、2012年2月26日に国民投票で承認された。新憲法は1973年に制定された旧憲法との比較において、以下の点を特徴としている。①バアス党を「社会と国家を指導する党」とした前衛党規定の削除し、「国家の政治体制は政治的多元主義を原則とする」と明記（第8条）、②「イスラーム教は大統領の宗教である」、「イスラーム法は立法の主要な法源である」という文言に加えて、「国家はすべての宗教を尊重する」との文言を付記（第3条）、③集会、平和的デモ、ストライキ権の保障（第44条）、④大統領（任期7年）の再任を1度に限定（第155条）、⑤大統領就任資格年齢の34歳（B・アル=アサド大統領の就任時の年齢）から40歳への引き上げ（第84条）、⑥バアス党が指名する大統領候補の信任投票に代えて、人民議会議員35人以上が推薦する大統領候補の国民投票による大統領選出。

アラブ・イスラエル紛争における B・アル=アサド政権の地政学的役割が事態收拾のモラトリアムをもたらしかねない、という点である。西側諸国や一部アラブ諸国の介入は体制転換をめざす動きである一方で、B・アル=アサド政権の崩壊は東アラブ地域における新たな均衡を創出する必要を喚起する。つまり、体制転換後のシリアが同地域の秩序維持において役割を果たせない場合、内政干渉を行った諸外国がその負担を強いられる可能性があり、このことが B・アル=アサド政権に対する圧力を弱化させてしまうのである。諸外国のシリアに対する圧力が何らの実効性を伴っていないのはこうした事情によると考えられる。

換言すると、B・アル=アサド政権は、パレスチナ、レバノン、そしてイラクといった東アラブ地域諸国における西側諸国や一部アラブ諸国の利権追求によって生じる不安定化を、これらの国々に代わって抑止するという負担を肩代わりしてきたがゆえ、そこでの体制転換（ないしは維持）は「民主化」という一国の問題というよりは、地域全体の安定に関わる問題として推移するのである（2012年3月脱稿）。

参考文献

〈日本語文献〉

- 青山弘之 [2001] 「“ジュムルーキーヤ” への道 (1) ——バッシュール・アル=アサド政権の成立——」 (『現代の中東』 第 31 号 7 月 13~37 ページ)。
- [2005a] 「シリアと米国——ブッシュ米政権の脅威との戦い (2003 年 3 月~2004 年 8 月) ——」 (『現代の中東』 第 38 号 1 月 2~18 ページ)。
- [2005b] 「シリアにおけるクルド民族主義政党・政治組織 (1)」 (『現代の中東』 第 39 号 7 月 58~84 ページ)。
- [2005c] 「シリア：民主性誇示か、権威主義維持か——バアス党第 10 回シリア地域大会にみるアサド政権——」 (『海外事情』 第 53 巻第 11 号 11 月 46~56 ページ)。
- [2006a] 「シリア——権威主義体制に対するクルド民族主義勢力の挑戦——」 (間寧編 『西・中央アジアにおける亀裂構造と政治体制 (研究双書 No. 555)』 JETRO アジア経済研究所 159~209 ページ)。
- [2006b] 「シリアにおけるクルド民族主義政党・政治組織 (補足) ——ハリーリー元首相暗殺に伴う政情変化のなかで (2005 年) ——」 (『現代の中東』 第 41 号 7 月 65~94 ページ)。
- [2010a] 「ムハーバラート」 (『現代東アラブ地域の政治主体に関する包括的研究——非公的政治空間における営為を中心に—— (科学研究費補助金 (基盤研究(B)))』 (<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham.htm> 12 月 1 日作成)。

- [2010b] 「パクス・シリアーナへのさらなる挑戦（特集 アサド王朝の野望）」（『季刊アラブ』第133号 夏 2～4ページ）。
- [2011a] 「アラブ諸国の民衆デモはシリアに波及するのか？」（『現代思想 総特集 アラブ革命——チュニジア・エジプトから世界へ——（4月臨時増刊）』第39巻第4号 3月 200～205ページ）。
- [2011b] 「シリア——権威主義体制と国際政治に翻弄される「革命」——」（『世界』第819号 7月 235～242ページ）。
- 青山弘之・末近浩太 [2007] 『現代レヴァント諸国の政治構造とその相関関係（調査研究報告書）』JETRO アジア経済研究所。
- [2009] 『現代シリア・レバノンの政治構造（アジア経済研究所叢書5）』岩波書店。
- 高岡豊 [2008a] 「シリア・レバノンのパレスチナ難民キャンプで活動する諸組織（1）」（『現代の中東』第44号 1月 64～78ページ）。
- [2008b] 「シリア・レバノンのパレスチナ難民キャンプで活動する諸組織（2）」（『現代の中東』第45号 7月 51～62ページ）。
- 浜中新吾 [2011] 「エジプトとシリアの与党支持構造——中東地域の比較政治分析——」（『Asahi 中東マガジン』10月17日
<http://astand.asahi.com/magazine/middleeast/report/2011101700006.html>）。

〈外国語文献〉

- Aoyama, Hiroyuki [2001] *History Does Not Repeat Itself (Or Does It?!): The Political Changes in Syria after Hāfiẓ al-Asad's Death*, M.E.S. Series No. 50, Chiba: IDE-JETRO.
- Heydemann, Steven [1999] *Authoritarianism in Syria: Institutions and Social Conflict 1946-1970*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Hinnebusch, Raymond A. [2001] *Syria: Revolution from Above*; London: Routledge.
- Makovsky, Alan [1996] "The Arab Summit: Syria's Qualified Success," in The Washington Institute for Near East Policy, *Peace Watch*, No. 102 (June 25).
- Rabinovich, Itamar [1998] *The Brink of Peace: the Israeli-Syrian Negotiations*, Princeton: Princeton University Press.

〈定期刊行物、インターネット紙、テレビ・ラジオ局、通信社など〉

- 「シリア・アラブの春（シリア革命 2011）顛末記」（<http://www.ac.auone-net.jp/~alsham/>）。
- ABC News Online (<http://www.abcnews.go.com/>).
- Akhbār al-Sharq (<http://www.thisissyria.net/>).
- The Daily Star* (Beirut).
- al-Hayāt* (London).

al-Safīr (Beirut).

Syria Arab News Agency (SANA, <http://www.sana.sy/>).